

## 供 述 書

被告大川周明の妻大川兼は良心に誓つて次の事が眞實であることを誓言いたします。私は大川が廿八歳の頃から彼及彼の家族を知つてをりました。彼の四十歳の時結婚し現在彼は六十一歳になります。一九四六年九月廿九日彼に面會いたしました。其際彼は私を認める事は出来たやうでしたが非常な奇妙な動作をして大聲で笑ひ歌や踊が上手なるを自慢して大層よく話をしました。が河にか一つの問題について話そうさほしませんでした。し財産金銀又は家庭の事柄等については相談にもものつてくれず又は話をつづけたり完了したりしやうさは致しませんでした。夫の財産は僅少ですがそれも大藏省によつて封鎖され彼の管理が終る迄は賣却する事も動かす事も出来ません。小領を使ふ爲めに特別の許可は貰つて居りますがその中から彼の入院費、娯楽費、私の生活費等を支出しなければならぬのですからそれも充分ではありません。夫は教師と著作者でありまして大學で教授をして殖民史を教へてをりました。彼は普段は服装行動禮儀作法等に見識をもち又正確でありまし

た。

彼は他人から金銭を貰ふ事を好まず著作や教師をした収入で生活をしてをりました。一九三二年及一九三三年には大臣にならぬかとの申出を拒み自分は全く適任ではないからと云つて他の人を選ぶやう推薦しました。日本の状態を改善しなければならぬ必要は知つて居りましたがしかも若し地位や権力を得れば墮落させられる事になるかも知れぬと思つて居りました。彼は自己の利益を全然念頭においてをりませんので何の恐れや誤解の懸念なく何んでも云ふ事が出来且つ自由に話をする事が出来るのですから金銭や地位によつて影響をうけ左右される事を欲しませんでした。

彼は記元二千六百年史を書きましたが皇室に對して尊敬の念が足りないさ云ふ理由で反國家主義者であるとして新聞に批評され裁判所に呼出されましたが検事は事件を却下いたしました。その際検事は夫に「何かしますか」と聞きましたが大川は「何にもする暇がない」と答へ事件を眞大には取つてをりませんでした。

彼の主張に對して世の中の七割は反對で残りの三割だけが従つてくるさ  
酒を飲んでゐる時等折々彼の見解を云つてをりましたがどう云ふ意味な  
のか説明はした事がありませんでした。

一九三二年五月、一五事件を援助した際で捕へられ一九三二年六月十五日  
に投獄されました。その後一九三四年十一月十二日に公判迄保釋出獄を  
許されました。一九三六年六月十六日に五年の刑の判決が下され刑の執  
行のため市ヶ谷刑務所に入りました。一九三七年十月十四日入所中の成  
績優秀であつたことと未決期間も計算に入れた上で釋放されました。

過去十五、六年間少量のアルコールは下彼に特異な反應がおこる事に氣が  
ついてをりました。そしてこれが段々ひどくなりましたので私は彼に  
酒を飲ませぬやうにしようと思つて勧めました。彼の態度や行爲がひどく變つ  
て來て怖しいやうでしたし又私は彼がこんな急激な状態になつた時には  
あふないので走つて逃げてをりました位です。當時私はこれは年齢や飲  
酒のせいで酒亂のやうになるのだと思つてをりました。が今になるさ彼の  
頭が異常になつていたのだとさ解りました。過去を振りかへつて見るさ

彼の現在の状態によく似た異常行爲の數々を想ひおこします。過去十年くらひは床についた後屢々頭がはつきりしないさ云つて起き上つてをりました。

最近病院を訪問しました際醫者が彼を寢臺にしぼりつけたのは私のせいださ云つて數回私に變ひかかつて來て私の頭をしめ髪を引き揃み引き倒さうさしました。

一九四三年私共が東京から疎開して以來の行爲の變つたことのため、非常に六仕合せであつたのを特に私は記憶して居ります。

彼は段々わからずやになり気分やになり氣疎がよかつたり悪かつたりよくかわるようになりましたし物忘れするようになり彼の態度や服装について注意を拂はなくなりました。これは今迄ひごく我慢つよく作法や服装について身持謹で正しく、記憶が正確たつたことだからするさ大層妙なことでした。

See:

Anal. Doct. Evidence

Def Doc. Series A

Anal. # 6